

津市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約における事業者間の競争の激化、落札価格の下落等による労働者の賃金その他の労働環境の悪化が懸念されることに鑑み、公契約に係る基本方針並びに本市及び受注者等の責務を定め、並びにこれらに基づく施策を実施することにより、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図り、もって労働者が労働意欲にあふれ、かつ、住民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)と本市が締結する公の施設の管理に関する協定(以下「指定管理協定」という。)をいう。
- (2) 労働者 次に掲げる者をいう。
 - ア 公契約に係る業務等に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所等に使用される者及び家事使用人を除く。)(指定管理協定に係る業務等に従事する者にあつては、指定管理者が直接雇用し、かつ、当該指定管理協定に係る公の施設に常駐するものに限る。)
 - イ 自らが提供する労務の対価を得るために請負又は業務委託の契約により公契約に係る業務に従事する者のうち、次のいずれにも該当するもの(市長が適当と認める者に限る。)
 - (ア) 当該公契約に係る業務に使用する資材の調達を自ら行わない者
 - (イ) 当該公契約に係る業務に使用する建設機械その他の機械を自ら持ち込まない者
- (3) 受注者等 受注者及び受注関係者をいう。
- (4) 受注者 本市と公契約を締結する者をいう。
- (5) 受注関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請契約、再委託契約等(以下「下請契約等」という。)により、公契約(指定管理協定を除く。イにおいて同じ。))に係る業務等の一部に携わる事業者
 - イ 公契約に係る業務等に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣を行う者

(基本方針)

第3条 公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 労働者の適正な労働環境を確保すること。
- (2) 品質及び適正な履行を確保すること。
- (3) 入札及び契約の公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- (4) 不正行為を防止すること。
- (5) 地域経済及び地域社会の健全な発展を図ること。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本方針に基づき、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。

- 2 本市は、受注者等が労働者の適正な労働環境を確保し、及び公契約を適正に履行するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 本市は、公契約に関し説明責任を果たすとともに、不正行為を未然に防止し、並びに適正な契約行為及び履行が行われていることを明らかにするために、公契約に関する情報の公表に努めなければならない。
- 4 本市は、公契約の性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を選択しなければならない。
- 5 本市は、公契約の適正な履行及び良好な品質を確保するため、取引の実例価格、需給の状況等を考慮し、予定価格、納期その他の契約条件が適切なものとなるよう努めなければならない。
- 6 本市は、予算の適正かつ合理的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展のため、公契約に係る業務等の重要性、緊急性及び効率性を考慮し、公契約の適正な発注に努めなければならない。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、関係法令及びこの条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- 3 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- 4 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- 5 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- 6 受注者等は、第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

(誓約)

第6条 受注者等は、自らが締結し、又は携わる公契約が規則で定める契約(以下「特定公契約」という。)に該当するときは、市長等に対し、労働者の適正な労働環境の確保に関し規則で定める事項(以下「誓約事項」という。)について誓約しなければならない。

(労働報酬下限額)

第6条の2 市長は、特定公契約のうち規則で定めるものについて、津市職員の給与に関する条例(平成18年津市条例第42号)第7条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員が初任給として受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに社会情勢その他の

- 事情を勘案し、労働報酬下限額(受注者等が規則で定める労働者に支払う1時間当たりの報酬の下限とすべき額をいう。以下同じ。)を定めるものとする。
- 2 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第15条第1項に規定する津市公契約審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。
(報告及び立入検査)
- 第7条 市長等は、この条例の規定又は誓約事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に必要な報告を求め、又はその職員に当該受注者等の事務所、事業所等に立ち入り、関係書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
(是正措置)
- 第8条 市長等は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反していると認めるときは、当該違反を速やかに是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。
- 2 受注者等は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられたときは、速やかに是正の措置を講じ、市長等に当該措置の内容を報告しなければならない。
(労働者の申出等)
- 第9条 特定公契約に係る労働者は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反している疑いがあると思料するときは、市長等にその旨を申し出ることができる。
- 2 市長等は、前項の規定による申出(以下「違反申出」という。)の内容及、規則で定める関係法令に関する違反情報であるときは、必要に応じて関係機関へ通報するものとする。
(相談窓口の設置)
- 第10条 市長等は、違反申出に応じるため、相談窓口を設置するものとする。
(不利益取扱いの禁止)
- 第11条 受注者等は、労働者が違反申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
(労働者への周知)
- 第12条 受注者等は、特定公契約に係る労働者に対し、次に掲げる事項(第3号に掲げる事項にあっては、規則で定める労働者に限る。)を業務等が実施される現場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する方法により周知しなければならない。
- (1) 当該特定公契約の名称
(2) 受注者等の責務及び誓約事項
(3) 労働報酬下限額
(4) 違反申出に係る制度の概要及び第10条に規定する相談窓口の連絡先
(公契約の解除等)
- 第13条 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。
- (1) 第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
(2) 第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
(3) 第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の規定に違反したとき。
(5) 誓約事項に違反したとき。
- 2 前項の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、本市はその損害を賠償する責任を負わない。
(損害賠償)
- 第14条 受注者等は、前条第1項の規定による公契約の解除によって本市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。
(審議会の設置等)
- 第15条 公契約の適切な運用を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、審議会を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- (1) この条例の施行状況に関する事項
(2) この条例の目的を達成するための施策に関する事項
(3) その他市長が必要と認める事項
- 3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、同項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。
(組織)
- 第16条 審議会は、委員6人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 事業者団体関係者
(2) 労働者団体関係者
(3) 識見を有する者
(委員の任期)
- 第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
(会長及び副会長)
- 第18条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議等)

第19条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 審議会の庶務は、総務部において処理する。

6 第15条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月22日条例第40号)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の津市公契約条例の規定は、この条例の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

津市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市公契約条例(平成29年津市条例第22号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定公契約)

第3条 条例第6条の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 工事又は施設修繕の請負契約
- (2) 次に掲げる業務の委託契約
 - ア 清掃業務
 - イ 人的警備業務
 - ウ 施設の管理業務
 - エ 設備の運転管理業務又は保守業務
 - オ 測量業務、調査業務又は設計業務
 - カ 運送業務又は運搬業務(本市の公用車を使用する業務に限る。)
 - キ 人材派遣業務
 - ク その他市長が指定する業務
- (3) 指定管理協定

(誓約事項)

第4条 条例第6条の規則で定める事項は、次に掲げる事項(第7号及び第8号に掲げる事項にあつては、次条に規定する労働報酬下限額適用契約に限る。)とする。

- (1) 第8条に掲げる関係法令(次号において単に「関係法令」という。)を遵守すること。
- (2) 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、直ちに市長等へ報告すること。
- (3) 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- (4) 労働者が条例第9条第1項の規定による申出(以下「違反申出」という。)をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- (5) 労働者に対し、条例の内容について周知すること。
- (6) 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- (7) 第4条の3に規定する労働者(次号において「対象労働者」という。)に労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと。
- (8) 対象労働者(建設工事において現場を管理する者を除く。)の労働時間、労働報酬額等を記載した台帳を市長等が指定する日までに市長等に提出すること。
- (9) 市長が行う施策に協力すること。

(労働報酬下限額適用契約)

第4条の2 条例第6条の2第1項の特定公契約のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するもの(以下「労働報酬下限額適用契約」という。)とする。

- (1) 請負契約 次のいずれかに該当するもの
 - ア 予定価格が1億5,000万円以上であること。
 - イ 総合評価落札方式による競争入札において市長が別に定める低入札価格調査を経て締結したものであること。
- (2) 委託契約 予定価格(予定価格が月額の場合にあつては、当該月額に12(履行期間が12月に満たない場合にあつては、当該履行期間の月数)を乗じて得た額)が1,000万円以上であつて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項各号のいずれかに該当するものとして締結する随意契約(同項第8号(再度の入札に付し落札者がいないときに限る。))に該当するものとして締結する随意契約を除く。)でないもの
- (3) 指定管理協定 初年度における指定管理料(初年度に係る指定管理協定の有効期間が12月に満たない場合にあつては、当該指定管理料を当該有効期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)が1,000万円以上であつて、公募により指定管理者の指定を行ったもの(労働報酬下限額対象労働者)

第4条の3 条例第6条の2第1項及び第12条の規則で定める労働者は、労働報酬下限額適用契約に係る労働者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条の規定による最低賃金の減額の特例を受けていないこと。
- (2) 労働報酬下限額適用契約に従事した時間が1月当たり30分以上あること。

(報告及び立入検査)

第5条 条例第7条第1項の規定による報告の求めは、労働環境等報告要求書(第1号様式)により行うものとする。

2 条例第7条第1項の規定による報告は、市長等が指定する日までに労働環境等報告書(第2号様式)により行わなければならない。

3 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第3号様式)とする。

(是正措置)

第6条 条例第8条第1項の規定による命令は、是正措置命令書(第4号様式)により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による報告は、市長等が指定する日までに是正措置報告書(第5号様式)により行わなければならない。

(違反申出等)

第7条 条例第9条第2項に規定する違反申出は、労働環境等申出書(第6号様式)に事実を証する資料を添付して行わなければならない。

2 市長等は、違反申出をした労働者に対し、対応結果を報告するときは、労働環境等の申出に対する報告書(第7号様式)により行うものとする。
(関係法令)

第8条 条例第9条第2項の規則で定める関係法令は、次に掲げる法令とする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (4) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)
- (5) 最低賃金法
- (6) 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)
- (7) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (8) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- (9) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (10) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- (11) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (12) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)
- (13) 前各号に掲げる法律に基づく命令
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月24日規則第12号)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条から第4条の3までの規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

第1号様式(第5条関係)

労働環境等報告要求書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

津市公契約条例第 7 条第 1 項の規定により、下記の内容について、報告を求めます。

記

調 査 内 容	
報 告 期 限	年 月 日

労働環境等報告書

年 月 日

（宛先）津市長

所在地
報告者 事業者名
代表者の役職・氏名 ⑩

年 月 日付け（記号番号）で報告の求めのありました下記の内容について報告します。

記

調 査 内 容	
報 告 内 容	

※ 報告者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

身分証明書									
所 属									
職 名									
氏 名									
上記の者は、津市公契約条例第 7 条第 1 項の規定による立入検査の 権限を有する者であることを証明する。									
有効期限		年	月	日から	年	月	日まで		
					津市長		(氏 名)	印	

是正措置命令書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

下記のとおり津市公契約条例の規定に違反していますので、津市公契約
誓 約 事 項

条例第 8 条第 1 項の規定により是正措置を講ずることを命じます。
速やかに是正措置を講じ、当該措置の内容を報告してください。

記

対象工事・業務等 の 名 称	
違 反 の 内 容	
命 令 の 内 容	
報 告 期 限	年 月 日

是正措置報告書

年 月 日

（宛先） 津市長

所在地
報告者 事業者名
代表者の役職・氏名 ⑩

年 月 日付け（記号番号）で是正措置命令のありました
下記の内容について、津市公契約条例第 8 条第 2 項の規定により、是正措
置を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

措置日	
命令の内容	
是正措置の 内 容	

※ 報告者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

労働環境等申出書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所
申出者 氏 名 ⑩
連 絡 先

津市公契約条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

雇 用 事 業 者 名	
対 象 工 事 ・ 業 務 等 の 名 称	
公 契 約 従 事 期 間	
対 応 結 果 の 報 告	該当するものに○を記載してください。
	希望する 希望しない
申 出 内 容	

※ 申出者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。
第7号様式（第7条関係）

（記 号 番 号）
年 月 日

労働環境等の申出に対する報告書

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

津市公契約条例施行規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、 年 月
日に申出のありました内容について、下記のとおり対応しましたので報
告します。

記

申 出 内 容	
対 応 内 容	

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本的な事項を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、労働者が安心して暮らすことのできる適正な労働条件の確保及び事業の質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約をいう。
- (2) 市長等 市長及び地方公営企業の管理者をいう。
- (3) 受注者等 公契約を受注し、又は受注しようとする者及び市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は請け負おうとする者をいう。
- (4) 労働者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者であつて、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事するもの。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に雇用される者を除く。
 - イ 自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務を請け負う者

(市の責務)

第3条 市は、公契約において、透明性、公正性及び競争性を確保するものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、適正な価格による公契約の推進その他の施策を実施するものとする。

(受注者等の責務)

第4条 受注者等は、この条例の目的を達成するため、公契約に関し、適正な価格による契約を行わなければならない。

- 2 受注者等は、この条例の趣旨を尊重し、市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。
- 3 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、建設業法(昭和24年法律第100号)、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和31年法律第120号)その他関係法令を遵守しなければならない。
(一部改正〔令和7年条例40号〕)

(公契約の適正化)

第5条 市長等は、公契約の締結にあたっては、公正な競争環境のもと、契約の性質又は目的を踏まえ、適正な契約方法を採用するものとする。

- 2 市長等は、公契約における入札その他契約手続の透明性を確保するとともに、不正行為の防止を徹底するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 受注者等は、公契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせる契約(以下「下請契約」という。)を締結しようとするときは、その相手方に対しこの条例を説明し理解を得た上で、下請契約の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。

(適正な履行及び良好な品質の確保)

第6条 市長等は、公契約の適正な履行及び良好な品質を確保するため、価格、品質、納期、保証その他の適正な契約条件を定めるものとする。

- 2 受注者等は、公契約に係る事業の良好な品質の確保及び社会的価値の向上に努めなければならない。
- 3 受注者等は、公契約を履行するにあたり、適正な履行体制を確保しなければならない。
- 4 市長等は、特に必要と認めた公契約について、当該公契約の受注者等に対し、前項の履行体制について、調査を行うことができる。
- 5 市長等は、前項の調査の結果、是正が必要であると認めるときは、必要な措置をとるべき旨の指導を行うことができる。

(適正な労働条件の確保)

第7条 受注者等は、労働基準法、最低賃金法(昭和34年法律第137号)その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- 2 市長等は、特に必要と認めた公契約について、当該公契約の受注者等に対し、前項の労働条件の確保について報告を求めることができる。
- 3 市長等は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、調査を行うとともに必要な措置をとるべき旨の指導を行うことができる。

(施策の検討)

第8条 市長は、必要に応じて、この条例の施行の状況を勘案しつつ、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保及び事業の質の向上を図る施策について検討するものとする。

2 市長は、前項の規定による検討を行うに当たり、次条に規定する四日市市公契約審議会の意見を聴くものとする。

(公契約審議会)

第9条 市は、公契約に係る労働条件の確保及び事業の質の向上を図るために、四日市市公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、又は意見を述べることができる。

- (1) この条例の施行状況に関すること。
- (2) この条例の目的を達成するための施策に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

3 審議会は、6人以内の委員で組織する。

4 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（令和7年12月23日条例第40号）

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市公契約条例(平成26年条例第17号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(適正な履行体制の調査)

第2条 条例第6条第4項に規定する公契約は、設計金額が50万円以上の工事の請負契約とする。

(適正な労働条件の確保に関する報告)

第3条 条例第7条第2項に規定する公契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

(1) 予定価格が1億円以上の工事の請負契約

(2) 予定価格が1,000万円以上の業務委託契約

第4条 条例第7条第2項に規定する報告の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 就業規則等、労働条件全般の規定に関すること。

(2) 賃金台帳等、賃金に関すること。

(3) 健康診断等、労働安全衛生に関すること。

(4) 当該契約の業務に従事する労働者の最低労働賃金単価

2 条例第7条第2項に規定する報告を求められた受注者等は、別記様式により市長等に報告しなければならない。

(一部改正〔令和3年規則43号〕)

(公契約審議会の会長等)

第5条 条例第9条第1項に規定する四日市市公契約審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席し、かつ、事業者、労働者及び学識経験を有する者である各委員のうちそれぞれ1名以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部調達契約課において処理をする。

(審議会の運営)

第9条 前4条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(令和2年5月28日規則第43号)

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和3年5月31日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則(令和3年四日市市規則第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和6年3月6日規則第10号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月28日規則第30号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式

(全部改正〔令和7年規則30号〕)

工 事 名

住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名
(担当者・連絡先)

四日市市では条例で、公契約に係る事業の質の向上とともに、労働者が安心して暮らすことのできる適正な労働条件の確保を図るため、契約締結時に請負者(下請負者及び一人親方を含む。)に対し、労働環境チェックシートの提出を義務づけています。

確認欄の該当箇所に「○」等を記入してください。

1. 労働環境に関する事項(※関係法令上義務とされるものです)

区分	項目	確認欄
労働条件等	① 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ・対象外
	② 法定3帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)は整備されていますか。	はい・いいえ・対象外
	③ 36協定は労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。(令和6年4月1日から、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となりました。36協定に特別条項がない限り、これを超えることができません。)	はい・いいえ・対象外
	④ 就業規則は労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)	はい・いいえ・対象外
	⑤ 年5日以上の有給休暇を取得できるよう、労働者への適切な配慮を行っていますか。 ※有給付与日数が10日以上に従業員が対象です。「管理監督者」や「有期雇用契約者」も含まれます。	はい・いいえ・対象外
安全衛生	⑥ 毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい・いいえ・対象外
	⑦ 事故報告書等の記録など、業務災害への対策は適正ですか。	はい・いいえ・対象外
	⑧ 健康保険・厚生年金保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	はい・いいえ・対象外
賃金	⑨ 賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われていますか。	はい・いいえ・対象外
	⑩ 時間外、休日等の割増賃金は、適正に支払われていますか。 ※月60時間を超える残業は、割増賃金率が適用されます(大企業50%、中小企業25%)。なお、中小企業は令和5年4月1日から50%に引き上げられました。	はい・いいえ・対象外
	⑪ 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払われていますか。	はい・いいえ・対象外
	⑫ 当該契約における工事に主として従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか。 ※現場代理人・主任技術者・監理技術者・施工管理をする担当技術者・会社役員等は含みません。	※裏面に賃金単価等を記入
	⑬ 地域別最低賃金以上が支払われていますか。	はい・いいえ

「いいえ」に○をつけた場合は項目番号とその理由を記入してください。

項目番号	理由

2. 労働環境をさらに向上させる取り組みに関する事項等

(※関係法令上義務ではありません。現状の取り組みについて教えてください。)

区分	項目	確認欄
労働条件等	⑭ 週休2日制の実現に向けて、4週8休あるいは4週6休とするなど、対策を講じていますか。また、下請けに対しても週休2日制に配慮した工期を設定していますか。	はい・いいえ・対象外
その他	⑮ あなたは元請ですか。下請けの場合は何次下請けですか。	元請・__次下請け
	⑯ 一人親方が労災保険に加入できる特別加入制度を活用していますか。(※この設問は一人親方以外は対象外に○を記入してください。)	はい・いいえ・対象外

労働環境チェックシート(工事請負契約用)⑫用

職 種	最低労働賃金単価 (1日あたり) : A	1日の労働時間 : B	時給換算 : A/B
特殊作業員			
普通作業員			
軽作業員			
造園工			
とび工			
電工			
鉄筋工			
鉄骨工			
塗装工			
溶接工			
運転手(特殊)			
運転手(一般)			
配管工			
交通誘導員A			
交通誘導員B			
内装工			
建具工			
見習い及び軽作業等を行う者			

【対象とする労働者】

工事に主として従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51職種に該当する労働者となります。

※ 現場代理人・主任技術者・監理技術者・施工管理をする担当技術者・会社役員等は含みません。

※ 雇用形態(日雇い、短期雇用等)に関係なく、専属的に工事に従事している労働者について記入してください。

【最低労働賃金単価について】

対応する職種ごとに最低賃金となる労働者の賃金単価を記入してください。

あらかじめ記載していない職種の労働者は、空欄に職種を記入してください。

見習い及び軽作業等を行う者は各職種に含まず、別に記入してください。

以下の構成により算出した額を、会社所定の1ヶ月の労働日数により日単位に換算します。

「基本給相当額」・「基準内手当」・「臨時の給与(賞与等)」・「実物給与」の合計額

※ 「基準内手当」とは、家族手当(扶養手当)・通勤手当・都市手当(地域手当)・住宅手当・現場手当・技能手当・精勤手当等

労働環境チェックシート(業務委託契約用)

委 託 名

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

(担当者・連絡先)

四日市市では条例で、公契約に係る事業の質の向上とともに、労働者が安心して暮らすことのできる適正な労働条件の確保を図るため、契約締結時に請負者(下請負者を含む。)に対し、労働環境チェックシートの提出を義務づけています。

確認欄の該当箇所に「○」等を記入してください。

1. 労働環境に関する事項(※関係法令上義務とされるものです)

区分	項目	確認欄
労働条件等	① 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ
	② 法定3帳簿(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)は整備されていますか。	はい・いいえ
	③ 36協定は労働基準監督署に届出されていますか。また、その運用を含め労使協定は適正ですか。(令和2年4月1日から、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となりました。36協定に特別条項がない限り、これを超えることができません。)	はい・いいえ
	④ 就業規則は労働基準監督署に届出されていますか。また、労働者に周知されていますか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)	はい・いいえ
	⑤ 年5日以上の有給休暇を取得できるよう、労働者への適切な配慮を行っていますか。 ※有給付与日数が10日以上に従業員が対象です。「管理監督者」や「有期雇用契約者」も含まれます。	はい・いいえ
安全衛生	⑥ 毎年定期的に健康診断を実施していますか。	はい・いいえ
	⑦ 事故報告書等の記録など、業務災害への対策は適正ですか。	はい・いいえ
	⑧ 健康保険・厚生年金保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正ですか。	はい・いいえ
賃金	⑨ 賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われていますか。	はい・いいえ
	⑩ 時間外、休日等の割増賃金は、適正に支払われていますか。 ※月60時間を超える残業は、割増賃金率が適用されます(大企業50%、中小企業25%)。なお、中小企業は令和5年4月1日から50%に引き上げられました。	はい・いいえ
	⑪ 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払われていますか。	はい・いいえ
	⑫ 当該契約における業務に従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか。	※裏面に記入
	⑬ 地域別最低賃金以上が支払われていますか。	はい・いいえ

「いいえ」に○をつけた場合は項目番号とその理由を記入してください。

項目番号	理由

2. 労働環境をさらに向上させる取り組みに関する事項等

(※関係法令上義務ではありません。現状の取り組みについて教えてください。)

区分	項目	確認欄
労働条件	⑭ 週休2日制(4週8休)を導入していますか。	はい・いいえ

労働環境チェックシート(業務委託契約用)⑫用

※ 対象となる労働者は、当契約における業務に従事する労働者で、雇用形態(日雇い、短期雇用等)に関係なく、主に専属的に当該業務に従事する労働者です。

※ 労働賃金単価は、実際に労働者に支払われる賃金を下記により1時間単価に換算した額を記入してください。

・時間給の場合 ⇒ 時間給の額
(円)

・日給の場合 ⇒ 日給の額 ÷ 1日当たりの所定労働時間
(円) ÷ (時間) = (時給 円)

・月給の場合 ⇒ 月給の額(基本給相当額+諸手当) × 12月 ÷ 所定の1年間の労働時間
ただし、諸手当のうち、精皆勤手当・家族手当・通勤手当は除きます。
(月給 円) × 12月 ÷ (時間) = (時給 円)